

登 記 原 因 証 明 情 報

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者(甲) 茨城県取手市

義務者(乙)

(2) 不動産の表示

所 在
地 番
地 目
地 積

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 乙の所有する不動産は、 年 月 日都市計画法第40条第 項の規定
により甲に帰属した。

(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

年 月 日

上記の登記原因のとおり相違ありません。

甲 茨城県取手市長

㊟

乙

㊟

水戸地方法務局取手出張所 御中